

がんに罹患した場合【障がい保険金】



お支払い
できる場合

「膀胱がん」と診断され、病理組織診断の結果、
「浸潤性のがん」と診断確定された場合

▶約款所定のがん(悪性新生物)に該当するので、障がい保険金をお支払いします。



お支払い
できない場合

「子宮頸がん」と診断され、病理組織診断の結果、
「上皮内がん」と診断確定された場合

▶「**上皮内がん**」は約款で支払対象から除かれているため、障がい保険金をお支払いできません。



お支払い
できない場合

乳がん検診で「乳がんの疑い」と指摘され、病理組織診断の結果、
「非浸潤性乳管がん」と診断確定された場合

▶「**非浸潤がん**」は約款で支払対象から除かれているため、障がい保険金をお支払いできません。

解 説

- 上記の例では、医師によりがん(悪性新生物)と診断確定され、約款所定の要件に該当した場合に障がい保険金をお支払いします。
- 医師からがんの診断確定をされても、以下に該当するような場合は、お支払いできません。
 - 上皮内がん、非浸潤がん、大腸粘膜内がんなど
 - 悪性黒色腫を除く皮膚がん
 - 生まれて初めて診断確定されたがんではないもの
 - 責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳がん